

平成 28 年 第 5 回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会  
議事録

日 時：平成 28 年 10 月 13 日(木)15:00～17:00

場 所：経済産業省別館 114 号共用会議室

出席者（順不同・敬称略）

委員

石井 信夫（東京女子大学現代教養学部教授）  
石井 実（大阪府立大学理事・副学長）  
磯崎 博司（上智大学大学院地球環境学研究科客員教授）  
金子 与止男（岩手県立大学総合政策学部教授）【ご欠席】  
小菅 正夫（北海道大学客員教授）  
松井 正文（京都大学名誉教授）  
宮本 旬子（鹿児島大学大学院理工学部研究科准教授）  
森 誠一（岐阜経済大学経済学部教授）

環境省

亀澤 玲治（環境省自然環境局長）  
正田 寛（環境省大臣官房審議官）  
上田 康治（環境省自然環境局総務課長）  
香具 輝男（環境省自然環境局総務課課長補佐）  
清家 裕（環境省自然環境局総務課課長補佐）  
植田 明浩（環境省自然環境局野生生物課課長）  
中島 慶次（環境省自然環境局野生生物課課長補佐）  
番匠 克二（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）  
三宅 悠介（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）

関係省庁

守谷 敦子（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室  
課長補佐）  
田中 理子（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室）  
日高 里美（農林水産省大臣官房政策課環境政策室係長）  
松永 仁美（農林水産省生産局園芸作物課）  
岡崎 淳（国土交通省総合政策局環境政策課）  
長濱 庸介（国土技術政策総合研究所道路交通研究部道路環境研究室）

事務局

株式会社ブレック研究所

大橋 敏行	(株式会社ブレック研究所顧問)
村田 和彦	(調査部門動物調査部)
橋口 徹	(調査部門動物調査部)
伴 邦教	(調査部門植物調査部)
土谷 由和	(調査部門動物調査部)

開会挨拶 正田審議官

本日は亀澤局長が所用により後ほど出席するため、局長に変わり、私からご挨拶申し上げます。先生方にはお忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。本年6月より開催してきた本検討会であるが、本日で最終回である。これまでのとりまとめとして、今後種の保存について講ずべき措置についてご議論いただきたいと思っている。また、最近の話題であるが、先日開催されたワシントン条約の締約国会議においても象牙などの絶滅危惧種に関する議論がなされ、国内でも非常に大きな関心が寄せられたところである。また、国内の絶滅危惧種についても依然として非常に危機的な状況にあると認識しているところである。こうしたことを踏まえ、これまでも様々なご指導を賜ってきたところではあるが、本日も忌憚のないご意見をいただければと思う。種の保存法の改正については、本検討会の議論に基づき、引き続き中央環境審議会での検討を進めていきたいと思っている。

資料確認

環境省清家より、配布資料一覧のうち、参考資料5を削除し、現在の参考資料6を参考資料5に繰り上げる旨を説明。

座長指名

石井実委員を座長に指名し、以降の進行をお願いした。

石井（実）座長

いよいよ第5回ということで、最終回となった。本日のメイン議題は2番目にある絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置についてということで、今回が最後であるため、文字のレベルの修正も含めて議論していただければと思う。早速議題に移りたいと思う。議事1、第4回ありかた検討会での指摘事項について、まず事務局から説明願いたい。

環境省三宅より資料1「第4回ありかた検討会での主な指摘事項について」説明。

石井（実）座長

前回、第4回のありかた検討会で指摘された事項の整理であるが、何か漏れやお気づきの点があれば、お願いしたい。よろしければ、早速であるが、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について」に移りたいと思う。資料2-1をご覧ください。

石井（実）座長より資料2-1「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について」の各項目名を読み上げ。

かなり長いので、議論については、項目ごとに区切りながら進めたいと思う。まず、「は

じめに」と「現状と課題」からとしたいと思う。事務局から説明願いたい。

環境省三宅より資料2-1の「1. はじめに」、「2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存をめぐる現状と課題」について説明。

石井（実）座長

いままでのところで何かお気づきの点、修正すべき点があれば、お願いしたい。具体的に行番号等を言っていたらありがたい。

宮本委員

植物に関してだが、維管束植物と言い切っているところと、維管束植物等としているところと、植物と言っているところと、植物等と言っているところがあるが、これは何か対象を厳密に指定して使い分けているのか、それとも文章の流れでざっくりと使われているのか。特に修正を求めるものではない。

松井委員

1ページ23行目には3,596種という値がでてくと思うが、2ページ最後の行には3,597種と異なっているので、これは合わせておいてもらいたい。

森委員

文言上のコメントと修正頂いた方がよいのではないかという点について話したいと思う。これは好みの問題かもしれないが、1ページ7行目に「我が国」が1行の中に2回も出てきているので、少しくどいように思う。

また、「固有種の比率も高いことから」について、何か理由や背景を書いた方がよいのではないかと思う。できれば、例えば島国であることや、複数の気候帯があるなどの背景を書くと、日本の特殊性というものが強調できるのではないかと思う。

1ページ10、11行目、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に「」はいらぬのか。後ろの条約には「」がついている。必要がなければよいが。

これは修正いただいた方がよいのではないかということであるが、1ページ28行目「二次的自然に多く分布する一部の種」という表現であるが、多いというのはよろしくないと思うので、「二次的自然を中心に分布する一部の種」という形にした方がよいのではないか。必ずしも多いわけではないと思うが、検討いただきたい。

1点質問であるが、1ページ37行目、「そうした取組を政府の力だけで」の「政府」という表現上の質問で、私は言葉を知らないのでお聞きしたいが、これは単に行政にすると地方が入ってしまうため「政府」なのか。「国・行政」ではだめなのか。言葉上の問題であるが、質問と訂正について検討いただきたい。

磯崎委員

3 ページ 16 行目、行の最初のフレーズに関してであるが、この上段ではずっと種の話をしている。例えば 2 行目、種が増加するや拡大するという話をしているので、ここは「絶滅危惧種の個体数の減少要因」とした方がよい。18 行目はニホンジカの個体数増加に触れているので、対比がはっきりするのではないかと思う。

石井（実）座長

単純ミス等で、あまり本質的な指摘はなかったと思うが、事務局から説明をお願いしたい。

環境省三宅

まず、宮本委員にいただいた植物の用語の使い分けは、こちらもちょうど意図をしていなかったもので、もう一度精査をした上で必要なところは統一したいと思う。もしかするとレッドリストは植物 I と II で区分しているので、それを含めた等あったかもしれないが、そこも含めて見直ししたいと思う。

松井先生からご指摘いただいた点は、実は気付いており、悩んでいたところである。レッドリストは随時見直しにして、哺乳類だけ見直しをした数字がこの 3,596 種という数字で、これが最新であるため、1 ページ目はこの数字を使っている。2 ページ目の方は 3 次との比較のため、全体を見直したタイミングでどのように種数が動いたかを言うために、4 次の数字を使っているというところである。大した話ではないので、統一してもいいかとは思ったが、一方で最新のレッドリストに合わせてしまうと哺乳類を見直しただけで全体を見直していないため、必ずしも時点での比較が正確ではないとも思っており、いまはこのようなになっている状況である。

森先生からいただいた 1 ページ目の「我が国」が二回出てくる点についてはどちらかを削りたいと思う。また、日本の特性を背景に追加することも対応したいと考えている。種の保存法に「」が必要という指摘もその通りだと思うので、修正したいと思う。「二次的自然に多い」という点は確かに個体数が多いわけではないので、ご指摘いただいたとおりに修正したいと思う。あと「政府」のところで、動物園は地方公共団体が設置しているものも多いので、「行政」は適切ではないかと思う。例えば「環境省」に直すと少し違和感が減るのであれば、そのように修正したいと思う。

磯崎先生からいただいた 3 ページ 16 行目はそのとおりだと思うので、「個体数」という用語は入れておきたいと思う。

石井（実）座長

私も実は 3,596 種と 3,597 種は気になっている。どこかが違うと全部おかしいのではな

いかと思われても困るので、工夫した方がいいかもしれない。そのような点も含めて数字が出てくるところはもう一度チェックをした方がよいかと思う。他はよろしいか。

森委員

2ページ2行目、「多様な主体」という言葉が出てくる。非常に魅力的で、よく使われる言葉である。ただ、ここで使われている「多様な主体」はいわゆる施設についてである。要するに動植物園等ということで動物園や水族館等なので、この中には例えば地域活動団体のようなものが入るのかどうか。それを入れておかないと多様な主体という印象が薄れてしまう。いらないのであればそれでもよいが、この点について回答いただければと思う。

環境省 三宅

ここは域外保全の話であるため、確かに多様な主体と連携は必要であるが、主に想定しているのは動植物園等なので、動植物園等を例示した上で、それ以外の主体という書きぶりにしている。ただ、改正の中身に地域の活動団体等を意図しているものはないが、文言上、「多様な主体」の中に地域の活動団体等が入ることを否定するものではないと思う。実際に例えば、大学の研究室で域外保全をやっていた例もあるため、そういったものも含めていろいろな主体と連携が必要なのではないかと考えている。

石井（実）座長

また戻ってもよいので、先に進みたい。今度は4ページから始まる「3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置」の「(1) 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進」について説明をお願いしたい。

環境省三宅より資料2-3「我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進」、資料2-1「3. (1) 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進」について説明。

石井（実）座長

この部分で何かお気づきの点、修正すべき点があればお願いしたい。

石井（信夫）委員

7ページ16行目、絶滅危惧種の人工繁殖個体の放逐のところで、「保全を意図した安易な人工繁殖個体の」とあるが、「保全を意図した安易な」がつながってしまっているので、「保全を意図してはいるものの」など「安易な」にすぐ結びつかない様な書きぶりの方がよいかと思う。細かい点であるが。

森委員

5 ページ 2 行目と 13 行目、以前議論したのかもしれないが、2 行目は「販売業者等による大量捕獲等」、13 行目は「商業目的での大量捕獲等」という言葉がある。これは大量でなくてもいけないのではないかと思うが、何か意図するものがあるのか。要するに販売にする、商業目的であろうと捕獲そのものを商業目的ですることは、このどこかに何か意図するものが読み取れるのかもしれないが、さっと読むと少量であればよい様に読み取れるのではないかと懸念するため、文章を変えるか、大量を入れない方がよいのではないかという気がする。

4 行目にある段落の中で、「愛好家」ということで書かれている。もちろん愛好家等によって、精度の問題があるものの、データが深まるということはあるが、もう一方で、コンサル業務等の様々な事業データがあるはずである。委員の皆様はそういったものに関わりがあって、このような調査結果や情報を知る機会が多いかと思うが、そうしたデータ収集も重要で、そのあり方について検討していくことも必要であろう。これはあまり議論しなかったのか、私が失念しているだけなのかかわからないが、こうした事業データも大量にあるので、そのようなものの扱いはどうするのかというところを少し教えていただければと思う。

あとこれは言葉の訂正をお願いできればということであるが、5 ページ 22 行目、「人の管理を継続することが重要である場合が多く」とある。これは私の分野だからかもしれないが、もちろん人の管理の継続が重要ということもあるとは思いますが、継続しない、あるいは厳格な行為規制をする方が良い場合もあるので、ここは「場合が多く」というよりは「場合もあり」というぐらいのほうが現状に則しているのではないかと思う。もし意図するものがあるのであればその点も含めて教えていただければと思う。

松井委員

5 ページ 25 行目に「土地に固着する維管束植物」という言葉があるが、これはよくわからないので教えて欲しい。

環境省 三宅

石井委員からいただいたご指摘は、そのまま直したいと思う。

森委員からいただいた、大量かどうかという点であるが、そもそも制度として想定していたのは、例えば昆虫のような多産なものであり、多少人が持っていくのはいいが、いっぱい持っていかれるのは困る、そしていっぱい持っていかれるのは基本的には商業ベースが多いのではないかということで、このような書きぶりになっている。実際の制度としては、商業の場合は大量であっても少量であってもだめということになる可能性もあるかと思うが、ここはコンセプトとして、大量に捕られるのはまずく、それは商業が中心なのではないかということで書いている。事業データの扱いというのは、これまでは議論してこなかった部分である。運用ベースでは、例えばアセスのデータやそういったものを一部活

用していることはあるが、もし必要であればどこかに追記するということもあるかと思う。あと、5 ページ 22 行目、「人の管理を継続する事が重要である場合が多く」という部分については、みなさんのご意見をお聞きしたいところである。二次的自然という概念からすると、人の管理を継続する必要がある場所が多いとこちらは思っていたが、「場合もあり」という方が適当であれば、そのように修正したいと思う。

松井先生からいただいた「土地に固着する」は表現がよくないのかもしれないが、動物は動くが、植物は動かないということを言いたいということである。何か適切な言葉があれば修正をしたいと思う。

#### 環境省 中島

補足になるが、捕獲については、現行の国内希少野生動植物種で一律に厳しく捕獲の規制や流通の規制はされている状況である。そういった制度がすでにある中で、それでは対応しきれない課題として、必ずしも一律に厳しい規制をかける必要がないのではないかという問題意識を様々なところからご指摘をいただいたところであり、その問題意識に対応する制度を検討する必要があるという考えからこのような記載にしている。保護区についても、先生が言うように「管理を継続することが重要である場合が多く」なのか、「あり」なのかということもあると思うが、今の生息地等保護区も見方によっては比較的自由度が高い制度ではあると思うが、一方で、一律に厳しい規制がかかってしまうために指定が進まないという意見もある。そうではない保護区の指定の仕方もあるのではないかという意見もあったためこのような記載をしていると理解いただければと思う。ただ、書きぶりについては検討していきたいと思う。

#### 森委員

大量捕獲に関しては、このままの文言だとなかなかそのように読みにくいので、少し工夫をいただければと思う。いま中島課長補佐が言ったようなことがわかるようにしていただければと思う。

#### 磯崎委員

7 ページ 5 行目、「検討経緯等をより明確にする」というところがよくわからなかった。公表するということなのか、あるいはすでに公表しているが公表している内容が明確ではないので、もう少し詳しく公表するということが、どちらか。

#### 環境省 三宅

ここはいろいろあると思っており、いまは本当に簡単な内容を公表しているが、その公表をもうちょっと丁寧にしていく、それもホームページで公表するのか会議の場で公表するのかということもあると思っている。また、公表せずに、提案していただいた方に個別

にご連絡するということもあるかと思う。どうするかについてはもうちょっと考えなければいけないと思っている。

石井（実）座長

二次的自然であるが、私はここにはこだわりがある。昆虫はかなりこの辺で厳しく減少しているので、例えば、妥協案として、5 ページ 22 行目の「場合が多く」を「場合も多く」にしてはどうか。「多く」を残したい。

森委員

ここに何回も「近年」という言葉がでてくるが、近年というのはおおよそ統一されているか。ここ数年なのか、あるいは、場合によっては戦後なども近年と使われることも多いので、その確認である。近年がやたら出てくる部分もあるので、それも含めて「最近」や「数年前」等に表現を変えるなど、細かい点ではあるが。

石井（実）座長

難しい話である。うちの卒論や修士論文、博士論文の発表会で、最近このようなことがというイメージが大体一万年前だったりする。近年といわれた場合にどのようなものかは確かに難しいと思う。

環境省 三宅

どこで近年を使っているか、思い出せないので宿題にさせていただき、表現を検討したいと思う。イメージとしてはここ 10 年から 20 年ぐらいだと個人的には思っていた。

石井（実）座長

たぶんこのような部分が多くなると思うが、最後は座長と相談してということになるかもしれない。最終的には委員の方々にメールを送ったりするかもしれないが。次は 7 ページから始まる「3. (2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進」ということで説明願いたい。

環境省三宅より資料 2-1 「3. (2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進」について説明。

石井（実）座長

この部分についていかがか。

小菅委員

認定する際の基準として、知見を持っていることや実績、施設、計画があることが挙げられているが、もう少し具体的に、例えば飼育していても繁殖までいっているのかどうか、域外保全をやっていることだけでなく、それは域内保全とどのような関わりをもってやっているか、などが明確になっていることといった基準があるべき。また、施設と書いてあるが、動物福祉に配慮した施設ぐらいのことは入れておくべきかと思う。この会議でもこの項についてずっと議論してきたが、認定された動物園・水族館のレベルを目指して、多くの動物園・水族館がその域に達するような努力をしていくということになればよいという意味で、ここの議論がなされていたと思う。今ここに書いてあることだけだったら、飼育していればよいだけ、知見というのは知っていればよいだけ、施設もあればよいだけということになってしまいかねないので、もう少し具体的に基準のハードルを上げるような文言にしていきたいと思います。

松井委員

8 ページ 8 行目に「国内希少野生動植物種の生息域外保全や野生復帰」という風に分けて書いているわけである。私はいつも言うように、野生復帰はとても大事だと思っているので、それに注目するが、15 行目以降には「生息域外保全等に対しては、財政的な支援等」と書いてあるが、この「等」にはさきほどの野生復帰が含まれているのか。

環境省 三宅

基準に関しては、域内と連携をしている等の視点は非常に重要だと思うので、ここは可能であれば小菅委員と相談させてもらって、どういったことを書き込むかを調整させていただければありがたいと思う。

松井委員からいただいた 8 ページ 15 行目の「等」に野生復帰が含まれているかどうかというところであるが、こちらとしては当然含まれていると考えているが、全体的な表現を見直してどういう形で表現を整理すればよいか、再度検討させていただければと思う。

森委員

いま松井先生がおっしゃったことは、私もそのように思う。同じく 8 ページ 16 行目、これは言葉として教えていただければと思うが、「表彰やイベント等により普及啓発を推進する必要がある」とあるが、これは誰がするのか。表彰は環境省がするのか、イベントは環境省主催なのか、ここでは動植物園等が主催するのか。主語が見えてこなかったので、教えていただければと思う。

環境省 三宅

まとめて書いてしまったためわかりづらかったと思われる。申し訳ない。基本的には表彰は環境省がする。イベントはこちらがやる場合も、動植物園等がやる場合も、一緒にや

る場合もあると思う。表現は再検討させて貰えればと思う。

石井（実）座長

先にいきたいと思う。8ページの真ん中から始まる「希少野生動植物種の流通管理強化」というところについて、説明をお願いしたいと思う。

環境省 三宅より資料2-1「3.（3）希少野生動植物種の流通管理強化」について説明。

石井（実）座長

ただいまの部分で、主に国際種関係であるが、ご意見あればお願いしたい。

石井（信夫）委員

10ページの、6行目について、少し前置きを述べたいと思う。先日まで開催されていたワシントン条約の締約国会議に私も出席していた。ここに係わる象牙の取引に関する決議の改訂案が採択されており、日本が孤立しているような報道もあったようだが、現場にいると少し印象は違っていた。決議案の中身についてはアメリカ等とも十分な協議をして、合意を得た上で採択されたというものである。その決議の中に、密猟や違法取引を助長しているような合法市場は閉鎖することを勧告する、という内容があり、それに日本はどう関わるかという問題があった。現状では日本に密猟象牙が無視できない量、流入しているという証拠がない。つまりアフリカで起きているゾウの密猟には関係ないということで、日本の国内市場はその閉鎖対象に該当しないと考えることができる。今後も国内取引は継続されるだろうし、アフリカできちんとゾウの保全をやっている国を今後支援するというベースを維持するためにも、国内取引の継続をすべきだと私は考えてきた。ただ、他の国で合法市場が閉鎖されていくと行き場を失った密猟象牙が日本国内に入ってくることが起きるかもしれない。そういうことを防ぐためにできるだけ管理を強化していく必要がある。いままでは今の制度で効果を挙げているが、今後もそうだとは限らない。どんな管理強化が考えられるかということであるが、そんなにいろいろ考えたわけではないが、提案として、この13行目の最後に何か文章を加えたらいいかと思っている。それは、現在の制度だと事業者が法令に違反した行為を行った場合でも罰金等を払えば事業を継続できるわけである。これは届出制になっているからそういうことになるかと思うが、これを登録制にして、場合によっては登録を抹消して、もう事業ができない形にすることを検討してはどうかと考えている。実際に法制度上どのようなことができるのかが私は専門でないのでわからないが、そのような届出制から登録制に変えていくということを検討する必要がある、もしくはすべきであるという文言をこの後に加えていただきたいと思っている。

松井委員

8ページからの(3)は流通管理強化というタイトルになっているが、ここだけがこれまでのところと違って、一般論がほとんどない。例えば登録票についていえば、生きている個体に関する記述がでてきて、次に36行目には器官及び加工品について書かれているが、登録票というものがどのようなものに対して使われているのかがわからず、生きている個体でなかったらどうなるのかという変な誤解が生じる様な書き方になっているのではないかと思った。一番始めのところにこれまでと同じように簡単なまとめを入れていただきたいと思う。

#### 小菅委員

9ページ14行目、「サイズが小さい種等については・・・困難な場合が想定される」と書いておいて、その後に「技術的に対応可能な種を中心に、個体識別措置の導入を検討する」と同じことが書かれている。一方ではこのようなことができないと言っておいて、できるものからやっていくというのであれば「小さい種等について・・・想定される」はいらぬのではないか。この一文があると、これは小さいからやらなくても良いというお墨付きを与えてしまうような気がしてしまう。小さくてもこれからの技術革新で、マイクロチップのところでも話したが、いまやハダカデバネズミでも入れている。今後もさらに小型化されていくと思うので、これについてはわざわざ書く必要がないのではないか。

#### 石井(信夫)委員

8ページ31行目に「登録票の返納義務違反の罰則は30万円以下の罰金と低く」と書いてあるが、これについては特に見直すという記述がないが、これはこのままでよしということなのか。次のところでは罰則の再検討をするということが書かれていたが、確認である。

#### 環境省 中島

松井委員がおっしゃったところについては、書き方を検討したいと思う。象牙の部分については、先にワシントン条約の結果の概要の説明をしたいと思う。

環境省中島より参考資料5「ワシントン条約第17回締約国会議の結果概要について」を説明。

#### 環境省 中島

石井委員がおっしゃった登録制への変更という件であるが、実際、決議としてはさきほど説明したとおりであるが、石井委員がおっしゃったようなこともあり得ると思う。登録という制度がすぐできるかどうかについては、今、言い切ることはできないが、そういったことも含めて様々な対策を検討していきたいと思う。

罰金については不正な登録について現在検討しているが、返納義務の違反についてはこ

れまでのところは検討していない。登録票を返すか返さないかということの罰金を上げることは難しいかと思っているが、可能性も含めて対応できるかどうか考えたいと思う。

小菅委員にご指摘いただいた個体識別の件はおっしゃる通りなので、そのような形で修正したいと思う。

石井（実）座長

10 ページの「象牙等の事業者の管理強化」の最後に文を付け加えるが、登録制度にするということは確定ではなく、そのようなことも含めて検討するというような書き方にするということである。

では次の「(4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進」から最後まで説明をお願いしたい。

環境省三宅より資料 2-1「3. (4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進」及び「3. (5) 科学的な絶滅危惧種保全の推進」及び「3. (6) その他」について説明。

石井（実）座長

いまの部分で、お気づきの点、修正すべき点があればお願いしたい。

磯崎委員

11 ページ 31 行目、事前に抑止する効果、それからもう一度同じようなことを防止する効果としての収益没収である。これであれば同じように、犯罪の用に供したものの、例えばこの場合だと、登録票の偽造だったり、付け替えだったり、マイクロチップの書き換えだったり、ごまかしだったりのための、パソコンのような機械、その他準備しているものがあるはずである。収益だけでなく、そうした設備や備品のように犯罪の用に供したのも一緒に入っていてもいいかと思う。

森委員

コメントということになるが、10 ページ 31 行目「行動目標等の見直しを実施していく必要がある」、これは非常に重要なことだと思う。生物多様性国家戦略ということで 2012 年から 2020 年の間でも今現在でも新たな知見があるので、推進していただければと思う。

質問になるが、11 ページ 10 行目以降、こうした科学委員会、これは内容や氏名も公開されているものなのか。

同じ段落の 17、18 行目であるが、またここで「必要がある」で締められているがこれは不要ではないか。「充実に努める」でよいのではないか。そうでないとどこまで本気なのかということになるので、努めていただければよいのではないかと思う。

11 ページ 31 行目については、刑事マターになるということか、この犯罪収益を没収するという事は、これは誰がどのような形で犯罪になるのかがイメージがつかめないで教

えていただければと思う。

環境省 三宅

順番が前後するが、森委員からいただいた国家戦略の行動目標の見直しについては、国家戦略の点検や見直しに合わせて実施していくものと思っているので、努力したいと思う。

委員会が公開されているかについては、現在、種指定の検討会ということで集まっていた会議については、中身は非公開である。指定候補種がわかってしまうと、駆け込み捕獲等の危険があり、まずいということである。メンバーや日程は中央環境審議会でも議論する際に公表している。

また、11ページの表現については、ご指摘のとおりだと思うので、表現は工夫したい。審議会からの指摘事項としてこの講ずべき措置をまとめているが、審議会が実際の対策を担うわけではないので、それを踏まえて表現はもう少し工夫をして修正したいと思う。

環境省 清家

犯罪収益の関係は、犯罪等が前提なので、警察等と連携しながら一緒にやっていくものと思っている。また磯崎先生からお話のあった犯罪の用に供したものについても現行法でも刑法で一般論としてできる部分もあるかと思うが、また改めてご相談させていただければと思う。

石井（実）座長

修正の方向で、少し文言を加えたりするというで。

これで最初から最後まで見たわけだが、もう一回振り返ってここを言い忘れた等あればお願いしたい。大きな修正はなかったが、小菅委員からの認定基準について等、各委員と個別に調整し、修正をしていただいて、最後は座長の方で見させていただければと思う。他になければ議題3のその他について説明願いたい。

環境省三宅より資料3「希少野生動植物の国内流通管理に係る海外法令の概要」及び資料4「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置 今後の検討の進め方」について説明。

石井（実）座長

ただいまの説明について質問等あるか。それ以外にも今日の検討会全体を通じて何かあればお願いしたい。

環境省 植田課長

今回、大体のところをまとめていただいたところで、これを踏まえると次のスケジュール

ルは先ほどご説明したとおり、今度は中央環境審議会小委員会ということであるが、その後はいろんな人、場面に説明をしていくということが必要になってくると思っている。その時にできるだけわかりやすく説明をしなければいけないかと思っている。これはご参考までにお伺いしたい、あるいは今後教えていただければと思うが、今回3つ大きな柱があったうちの一目、資料でいうと今後講ずべき措置の(1)が二次的自然に対する対応ということである。二次的自然というのは、我々にとってはもう当たり前の用語になってきているが、実は二次的自然とは何なのかわかりにくいというご指摘が結構あるのではないかと思っている。何かと問われれば、4ページに出てくるような草原や水田やため池や二次林を指す里地里山を含む概念と整理されれば、なるほどとわかっていただけるとは思う。ただ、少しわかりづらいと感じており、何か一言でどんなところかを表現できればと思う。例えば、「身近な自然」でどうかと考えたが、もはや身近とは言えないのかもしれない。何かいい言葉、フレーズを教えていただければいろいろなアピール、PRのときに使えてよいのかと思っている。

石井(実)座長

資料2-1で言うと1ページ26行目に「里地里山等の二次的自然」という言い方で出てきて、この後はこれで押していくわけであるが、これが国民目線でわかるのかという、しっかりくる言葉がないのかという質問であるが、ご意見あるか。

森委員

二次的自然というものをどう捉えるかについて議論が必要になってくると思う。水田と言っても、かつての水田と今の水田は違うわけである。要するに、以前は湿原があって、そこにある水を使っていた水田。ところが今はほとんど乾田化され、どこかのダムから取水をして、パルプで出す。これらの間には環境面で大きな違いがある。水田という名前であればいいのかという決してそういうわけではない。また、イタセンバラの話題がここでも少し出たが、もうすでに川そのものが二次的自然である。要するに、ダムがたくさんあったり、河道が変わっていたりして、その中で氾濫原の魚という風にイタセンバラがあったとしても、今いる木曽川、淀川のイタセンバラの生息地というのはかなり人為的なコントロールされた影響で増・減水があったりする。ワンドと言われている部分が冠水するのは、年に1回か2回程度である。決してそのような場所でイタセンバラが本来的に生息していたわけではない。申し上げたいことは、氾濫原の維持ということが重要であっても、それは現実的な環境保全とはならない。ここでも最初の方に自然との共生という言葉があったが、共生するということは人間も痛い目に合う、あるいは人間自身を自ら制御しなければいけない部分もあるので、この点についてどのあたりまで議論されているのかが気になるところである。後の議論として二次的自然の定義や、どのような表現にすればよいかについては考慮中であるが、議論いただいて私自身も勉強したい。もしそういった

場があればであるが。

石井（実）座長

この資料2-1の書きぶりをどうするかであるが、ここで議論するとたぶんシンポジウム一つやることになるので、このままにするとして、また別途そのような場を設けるかもしれない。他になければ、この後資料4にあったように野生生物小委員会、そしてパブコメとなる。いつもであれば傍聴席から意見をいただくところであるが、本検討会は本日が最終回であるため、意見はいただかず、パブコメの機会を設けるので、そこで意見を提出していただければと思う。

閉会挨拶 亀澤局長

本日も熱心なご議論、感謝する。この検討会はいまも話があったように6月からの4ヶ月間で5回、月に2回ということもあったが、短期間で頻繁に開催したにもかかわらず積極的にご参加いただき、中身の濃い、充実した検討会にすることができたと思っている。大変感謝する。最終日の本日は、講ずべき措置についてまとめていただいたので、この成果をもとに引き続き中央環境審議会の場において種の保存法の改正に向けた検討を進めていきたいと思っている。委員の先生方には今後とも個別に相談させていただくこともあろうかと思う。引き続きご指導の程、よろしく願いしたい。

以上